

鏡野町では 風しんの無料予防接種を実施しています

●対象者 次の条件1・2ともに満たす方

条件1 接種時に鏡野町に住民票があり、過去に、鏡野町風しん任意予防接種費用助成事業による助成を受けたことがない方で、①～③のいずれかに該当する方

- ①妊娠を希望している女性
- ②妊娠を希望している女性の配偶者などの同居者(※)
- ③風しんの抗体価が十分でない妊婦の配偶者などの同居者(※)

※同居者とは、婚姻関係を問わず、生活空間を同一にする頻度の高い方です

条件2 風しん抗体検査で、抗体価が十分でないと判明した方(過去の妊婦健診等における検査結果も対象)

◆風しんの抗体価が十分でない方とは

対象者	検査方法	抗体価
条件1の①又は③の方	HI法	32倍未満
	EIA法	EIA価8.0未満 国際単位30IU/ml未満
	LA法	国際単位30IU/ml未満
条件1の②の方	HI法	8倍未満
	EIA法・LA法	陰性または判定保留

《注意！》・妊娠中の方への接種はできません。女性が接種をする時は妊娠していないことをご確認ください。
・女性は接種後、2か月間は妊娠を避けてください。

●ワクチンの種類・回数

風しんワクチン または 麻しん風しん混合(MR)ワクチン・・・いずれか1回

※MRワクチンは麻しん(はしか)も一緒に予防できます。MRでの接種をお勧めします。

●風しん抗体検査から予防接種、費用助成までの流れ 〔助成は1人1回に限ります〕

- ①医療機関で風しんの抗体検査(採血による検査)を受けます。
- ②検査の結果、抗体価が低いと判明した方は、医療機関へ予防接種の相談・予約をします。
- ③医療機関で予防接種を受けます。予診票は医療機関にあります。
- ④予防接種の費用及び助成手続きについて

●町内医療機関での接種	医療機関での支払いはありません。(手続き不要)
●町外医療機関での接種	接種時に全額支払い後、下記の助成手続きによって、書類審査後に接種費用を全額指定口座へ振り込みます。

◆風しん任意予防接種費用助成申請及び請求書の提出時に必要なもの

- ・風しん抗体検査の結果通知(結果のわかるもの)の写し
- ・予防接種の領収書(明細のわかるもの)の原本
- ・風しんワクチン、または麻しん風しん混合ワクチンの予防接種済証の写し ※下線部分は医療機関が発行
- ・風しん任意予防接種費用助成申請及び請求書(役場・町ホームページにあります)
- ・接種を受けた本人名義の振込口座(請求書への記入があります)
- ・申請者本人が氏名を記入しない場合は印鑑

◆提出先：役場健康推進課

●予防接種による健康被害救済制度

予防接種は感染症を防ぐために重要なものですが、極めてまれに健康被害の発生がみられます。この予防接種は、鏡野町が行政措置として実施する任意接種(希望者が受ける法定外の予防接種)のため、接種後に重大な健康被害が生じた場合は、「鏡野町予防接種事故災害補償規定」に基づき対応します。

問い合わせ先 鏡野町健康推進課 健康指導支援係 まで
電話 0868-54-2025